道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書(案)

平成29年11月24日付け千葉市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

千葉市中心市街地東口エリア循環線

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

千葉駅(起点)~千葉県住宅供給公社~三井ガーデンホテル千葉~きぼーる~千葉市美術館 ~千葉神社~千葉駅(終点)

3. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

運賃一律 大人100円(中学生以上) 小学生以下50円

障害者手帳所持者は50円

一日乗車券 大人200円 小学生以下100円

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

なし

5. 協議事項(資料参照)

- ・路線の延長
- ・停留所の新設
- ・ダイヤの一部変更

平成29年 月 日 千葉市地域公共交通会議 座長 榛澤 芳雄